



令和 8 年 第 5 回 総 会

会 議 録

期 日	令和 8 年 5 月 2 8 日
場 所	枕崎市妙見センター

枕 崎 市 農 業 委 員 会

令和8年第5回枕崎市農業委員会総会

会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1 日 令和8年5月28日（木）

2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	2 5	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	2 6	あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載について
4	2 7	農業振興地域整備計画変更認可申請に係る軽微な変更のための意見書（案）について
5	2 8	農地法第3条許可申請について
6	2 9	農用地利用集積等促進計画の調整について
7	3 0	令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
5月28日	午前9時	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第1号
		5. 議案上程 日程第2号～日程第6号
		6. 提案理由の説明、質疑
		7. 討論、表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進委員別
会長	1 番	天 達 範 隆	農 業 委 員
	2 番	今給黎 龍 浪	農 業 委 員
	3 番	水 野 正 子	農 業 委 員
	4 番	篠 原 正	農 業 委 員
	5 番	畑 野 真 人	農 業 委 員
	6 番	園 田 和 寛	農 業 委 員
	7 番	原 田 克 子	農 業 委 員
	8 番	眞 茅 文 男	農 業 委 員
	9 番	白 澤 千恵子	農 業 委 員
	1 2 番	依積田 正 康	農地利用最適化推進委員
	1 3 番	有 村 貞 雄	農地利用最適化推進委員
	1 4 番	白 澤 敦 行	農地利用最適化推進委員

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長	木 浦 勝 美
主 幹 兼 農 地 係 長	天 達 恵 一
農 地 係 参 事 補	新 屋 敷 嘉 一

午前 9 時 00 分 開会

議長 令和 8 年第 5 回農業委員会総会を本日招集しましたところ、出席委員 12 名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

ここで、本総会の会議録署名委員を指名いたします。7 番原田委員、8 番眞茅委員をお願いいたします。

日程第 1 号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日 1 日限りとしてはと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日 1 日限りと決定いたしました。

次に、日程第 2 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第 2 号議案第 2 5 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。1 ページをご覧ください。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号 2 0 0 号から 2 0 6 号までの合意解約は、利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん外 6 名、利用権設定をした者〇〇〇〇さん外 5 名です。

解約面積は田が 2 筆で 975 m²畑が 10 筆で 7,822 m²、合計 12 筆 8,797 m²です。

以上農地法第 1 8 条第 6 項の規定により申し出がありましたので審議をお願いいたします。これで説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第 2 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について、整理番号 2 0 0 号から 2 0 6 号については、説明のとおり同意することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第 2 5 号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第 3 号あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第 3 号議案第 2 6 号あっせん譲受等候補者名簿への新規登載について説明いたします。2 ページをご覧ください。

名簿登録番号俵積田地区37号、〇〇〇〇さんは、経営類型（いも類、露地野菜）で、焼酎原料用の甘藷を栽培しています。経営面積は450aで、農業労働力は1名です。

父が〇〇〇〇さんで農業経営を一部継承します。

今後は甘藷の規模拡大を図りつつ、かぼちの栽培にも取り組みたいとのこと

です。
この度、担い手育成総合支援協議会の農業経営改善計画認定審査会において、青年等就農計画が認定されたことに伴い、あっせん譲受等候補者名簿に新規登録しようとするものです。以上、説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第3号あっせん譲受け等候補者名簿への新規登録については、承認することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

異議なしと認めます。

よって、議案第26号は、承認することに決定いたしました。

次に、日程第4号農業振興地域整備計画変更認可申請に係る軽微な変更のための意見書（案）についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第4号、議案第27号、整理番号2号の農業振興地域整備計画変更認可申請に係る軽微な変更のための意見書（案）について説明いたします。

議案書の3ページから4ページになります。

申請人は鹿児島市〇〇町〇〇番地〇〇〇〇〇〇さんです。主な事業は、農畜産物の販売、農業生産資材の供給、営農・技術指導等を行っています。

申請地は、4ページに掲載してあります。

枕崎市あけぼの町〇〇番、畑、45,517㎡のうち2,720.42㎡です。

〇〇〇〇から北側へ約〇〇mに位置しています。

申請地の西側は申請人所有の宅地、その他周囲は市道です。

今回の事業については、健全な種苗の供給を推進すると共に、全事業所に対する販売支援を実施するため、〇〇補助金を活用し、農作物栽培高度化施設（〇〇施設、〇〇施設）を新たに整備する計画です。

今回、申請人より農作物栽培高度化施設に関する特例として、農地法第43条第1項の規定による届出書が提出されており、農地転用許可は不要となりますが、農業用施設用地への用途区分変更のため市長より意見聴取がありました。

申請地は農用地区域の外周の区域に位置しており、農用地の集団性、地域計画の達成及び農用地区域の利用上の支障、担い手に対する利用集積等へ影響を及ぼ

すおそれは無く、農業振興地域整備計画変更については特に問題のないものと思われま

す。

以上で議案の説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号2号について、眞茅委員をお願いします。

8番（眞茅委員）5月15日原田委員、事務局の新屋敷さんと申請人の〇〇〇〇職員、申請代理人の〇〇行政書士立ち合いのもと、現地調査を行ないました。

申請地等については事務局の説明のとおりです。

申請地は申請人所有の農地であり、農業振興地域の外周の区域に位置しています。

整理番号2号について、申請地の登記地目は畑ですが、申請人は現在も申請地の一面に野菜・花き種苗センターを整備し、県下の野菜等生産農家への種苗供給事業を営んでいます。

今回の事業については、健全な種苗の供給を推進すると共に、全事業所に対する販売支援を実施するため、農作物栽培高度化施設（（〇〇施設、〇〇施設））を新たに整備する計画です。

今回の申請による農用地の集団性、農用地区域の利用上の支障、担い手に対する利用集積等へ影響を及ぼすおそれは無く、農業振興地域整備計画変更については特に問題のないものと思われま

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第4号農業振興地域整備計画変更認可申請に係る軽微な変更のための意見書（案）については、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

異議なしと認めます。

よって、議案第27号は、原案のとおり意見書を提出することに決定いたしました。

次に、日程第5号農地法第3条許可申請についてを議題といたします。

ここで、農業委員会等に関する法律31条の規定により、白澤敦行委員の退席をお願いいたします。

（白澤委員除斥）

まず、整理番号17号の議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は2件です。

整理番号17号の申請地は、

白沢西町〇〇番〇、畑、492㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職、69歳、白沢東町にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、39 歳、駒水町にお住まいです。

譲渡事由は、贈与、譲受人の受贈ということであります。

申請地については7 ページに掲載してあります。

〇〇〇〇より南西側約〇〇mに位置します。

以上説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号17号について、眞茅委員をお願いします。

8 番（眞茅委員）5月4日、譲受人、〇〇〇〇さん立会いの下、現地調査を行いました。

位置関係は事務局のとおりです。

現況としましては現在甘藷植え付け前の状態で、東側、南側は畑、西側、北側は公衆用道路を挟み畑です。

譲受者と譲渡人は遠い親戚になり所有者死亡により今回のこととなったとの事でした。

今後は、甘藷を植え付ける予定との事で問題のない申請ではないかと思われます。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第5号農地法第3条許可申請のうち整理番号17号については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

御異議なしと認めます。

よって、整理番号17号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

（白澤委員着席）

次に、整理番号18号についてを議題といたします。

整理番号18号の議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 整理番号18号の申請地は、

立神北町〇〇番、畑、455 m²、

大塚中町〇〇番、畑、510 m²です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職、82 歳、兵庫県にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、67 歳、大塚南町にお住まいです。

譲渡事由は、贈与、譲受人の受贈ということであります。

申請地については9・10 ページに掲載してあります。

立神北町〇〇番は〇〇〇〇より東側約〇〇mに位置し、

大塚中町〇〇番は〇〇〇〇より南西側約〇〇mに位置します。

以上説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号 18 号について、白澤敦行委員をお願いします。

14 番（白澤敦行委員）5 月 11 日に譲受人の〇〇〇〇さん立会いのもと現地調査を行いました。

位置関係は事務局のとおりです。

譲受人は大塚南町に居住する専業農業者です。

立神北町〇〇番の北側と西側は露地野菜を栽培する畑、南側は道路、東側は宅地となっています。

大塚中町〇〇番の西側と東側は菊栽培のハウス、南側は山林、北側は道路となっています。

権利取得後は菊を栽培する計画です。

譲渡人は譲受人の叔父であり、申請地はこれまでも譲受人が遠方の譲渡人に代わって保全管理していることから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は無い申請と思われます。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第 5 号農地法第 3 条許可申請の整理番号 18 号については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第 26 号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第 6 号農用地利用集積等促進計画の調整についてを議題といたします。

議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第 6 号議案第 29 号農用地利用集積等促進計画の調整について説明いたします。

11 ページから 12 ページをご覧ください。大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載とおりです。

整理番号 190 号 1 から 204 号まで利用権設定を受ける者〇〇〇〇さん外 14 名、利用権設定をする者〇〇〇〇さん外 18 名で設定面積は、畑が 17 筆 13,289 m²、樹園地が 15 筆 13,975 m²、合計 32 筆 27,264 m²です。

以上の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第6号農用地利用集積等促進計画の調整のうち、整理番190-1号から204号については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第29号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

なお、議案第29号の決定した案件につきましては、農地中間管理機構に農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請してまいります。

次に、日程第7号令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてを議題といたします。

議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第7号議案第30号令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について説明いたします。

この議案は、農業委員会法第37条に基づく「情報の公表」の取組として、最適化活動の目標と活動状況等をホームページ等で公表することが義務づけられていることから行うものです。

13 ページの「Ⅰ 農業委員会の状況」のにつきましては令和7年4月1日現在の状況を記載していますのでお目通しください。

次のページの「Ⅱ 最適化活動の実施状況」について説明いたします。

まず「1 最適化活動の成果目標」についてですが、「(1) 農地の集積」の②目標面積 1,083.0ha に対し、③実績が 1,048.2ha であり③の今年度末の集積率が73.3%となっております。また、目標に対する達成率は98.1%と僅かに目標に届きませんでした。

委員の皆さんに利用権の戸別訪問等行っているところですが、農業経営基盤強化促進法から農地中間管理事業への貸借手続移行に伴い、農地管理者の同意を取得できない契約が発生したことなどが要因ではないかと考えられます。

「(2) 遊休農地の解消」につきましては、①現状で1号遊休農地が67.2ha ありましたが、目標解消面積8.4ha に対し、実績が△15.2ha であり③の目標に対する達成状況は△180.9%となっています。遊休農地の新たに発生した面積が解消面積を上回る状況にあります。7月から8月の農地利用状況調査、10月の利用意向調査と併せ、委員の日々の農地の見回り活動が行なわれてきたところで

「(3) 新規参入の促進」については、③公表面積の実績については記載しているとおりで、目標に対する達成率は40.0%となっています。

また、新規参入者は1経営体・参入面積1.8haの実績となりました。

「2 最適化活動の活動目標としては、(1) の日数目標1人当たり月10日に対し、資料に記載はありませんが、10.7日の実績となっております。

(2) の強化月間設定は、8月に遊休農地の解消、7月に新規参入の促進、6月に農地の集積を行い、(3) 新規参入相談会への参加実績は1回でありました。

下の項目にある目標達成状況の評語ですが、これは、最適活動の実施状況及び目標の達成状況を点検、評価するもので、達成状況の評価点により決定します。

今年度は、目標に対して期待どおりの結果が得られたとの評価になっております。

次ページの「Ⅲ事務の実施状況」についてはお目通しください。

以上で、「令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」についての説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第7号令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第24号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会の議事の全ての審議を終了しましたので、閉会いたします。

午前 9 時 3 0 分 閉会

枕崎市農業委員会 会長 天達 範隆

会議録署名委員 原田 克子

会議録署名委員 眞茅 文男